

請 願 文 書 表

受 理 番 号	請 願 第 1 4 号
件 名	生活保護基準引き下げを中止し、低所得者支援の抜本的拡充を求める意見書の提出について
紹 介 議 員	渡辺有子，五十嵐完二，野本孝子，倉茂政樹，平あや子，青木 学
要 旨	<p>政府は、食費や光熱費などの日常生活費に充てる生活扶助や、ひとり親世帯に支給する母子加算などの生活保護基準を、2018年10月から段階的に平均で5%引き下げることが閣議決定しました。</p> <p>生活保護基準は、2013年に最大10%、2014年以降には住宅扶助、暖房費などに充てる冬期加算、期末一時扶助が連続して引き下げられてきました。</p> <p>保護基準引き下げにより、暖房を使えず布団にくるまっている、節約した食費をさらに削る以外にない、身内の葬祭に行けないなど、追い詰められた保護利用者の生活に、さらなる保護基準引き下げは一層追い打ちをかけるものです。生活保護基準は住民税非課税限度額、最低賃金、就学援助制度などの目安となっており、一般低所得者の生活に影響を与えるものです。</p> <p>ことしの基準引き下げで4割の子育て世代が減額されます。ひとり親世帯への母子加算を2割カットするほか、児童手当に当たる児童養育加算も一部減額されます。これらは政府が掲げる子育て支援の充実に逆行するものであり、子供の貧困を一層深刻にし、世代間の貧困の連鎖を拡大するものと言わざるを得ません。</p> <p>厚生労働省は基準引き下げについて、一般低所得者（生活保護基準以下の800万人を含む）の消費支出を比較すると、保護基準のほうが高いからだとしています。今必要なことは保護基準以下の低所得者層に対し、支援策を抜本的に拡充して保護基準以下の低所得者をなくし、負の連鎖を断ち切り、貧困の拡大を防ぐことです。</p> <p>以上のことから、生活保護利用者の人間らしい生活を脅かし、低所得者の生活に影響を与え、貧困を拡大する生活保護基準引き下げは、国民の生存権を脅かすものであり、中止を求めるとともに、低所得者への支援を抜本的に強めることを求めるものです。</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p>
付 託 年月日 委員会	平成30年3月6日 市民厚生常任委員会
受 理	平成30年2月26日 第591号

請願第14号

政府関係機関に対し、下記事項について地方自治法第99条の規定による意見書を提出されるよう請願いたします。

記

- 1 生活保護基準引き下げを中止すること。
- 1 医療、年金、介護、住宅など、低所得者の生活支援を抜本的に拡充すること。